

本県における「第7波」への対応等について

BA.5対策強化宣言（8/5～8/31）

▽ 医療のひっ迫を踏まえ、できる限り**社会経済活動を維持**していく趣旨から「**BA.5対策強化宣言**」を行う
→ 宣言に伴う**県民への要請等**は、**県の重点取組等**を踏まえて実施（8月5日～8月31日）

県の重点取組等

①オミクロン株対策として取組中の「4本柱」

②夏休み・お盆の過ごし方に係るお願い

オミクロン株対策の「4本柱」

- ① ワクチン接種の加速化
- ② 教育・保育現場での感染防止対策の徹底
- ③ 高齢者・障害者施設での感染抑止・事業継続
- ④ テレワーク・時差出勤等の更なる推進

夏休み・お盆の過ごし方

- ① 熱中症に十分注意した上での感染防止対策徹底
- ② 体調悪化（発熱等）時の外出自粛（同居家族等を含む）
- ③ 県外移動や地域行事に伴う注意喚起（体調不良者の外出自粛・移動先の要請遵守等）

みやぎBA.5対策強化宣言

- 基本的感染対策の再徹底
- 会食・食事の際の注意喚起
- ワクチン3・4回目接種の推奨
- 抗原定性検査キット等による自己検査（症状が軽く重症化リスクのない方）
- 感染リスクが高い行動等を控える（特に重症化リスクのある方）
- 救急外来・救急車の適切な利用
- 在宅勤務（テレワーク）等の推進
- 施設・イベント等での感染対策徹底
- 業務継続計画に基づく事業継続（特に社会経済活動の維持に必要な事業者）

県民向け

事業者向け

県民への要請内容【県内全域】

8月5日～8月31日		備考
<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な換気、不織布マスクの着用、手洗い等の手指衛生など、県民一人ひとりが基本的な感染対策を徹底すること ○ 熱中症には十分注意した上で、近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用すること ○ 都道府県をまたぐ移動は基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先の都道府県が要請する感染対策を遵守すること 	<p>国例示</p> <p>夏休み</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めること ○ 飲食店を利用する際は、認証店*などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力すること ※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○ 感染不安を感じる無症状の県民は検査を受けること 	<p>国例示</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ できるかぎり早期に3回目までのワクチン接種を受けること（特に若い世代の方々）、また高齢者や基礎疾患を有する方など重症化リスクが高い方、医療従事者や高齢者施設等従事者は4回目接種を受けること 	<p>4本柱</p> <p>国例示</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰省や旅行、大規模なイベントへの参加時などには、県が行う無料検査の利用を検討すること 	<p>国例示</p> <p>夏休み</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 普段から体調管理に努めるとともに、発熱・せき・のどの痛み等、少しでも体調が悪化した場合には、同居家族等を含め、外出・移動を控えること ○ 診療・検査医療機関（発熱外来）の負担軽減のため、軽度の有症状者で重症化リスクがない方等は、検査キット配送・陽性者登録センター（8/5(金)15時から受付開始）を利用すること ○ 自身や家族等の身を守るため、混雑した場所など、感染リスクの高い場所への外出・移動のほか、屋外における集団での飲酒等、感染リスクの高い行動を控えること（重症化リスクの高い方は特に注意すること） ○ 医療の負担が増大している現状からも、救急外来及び救急車の利用は適切に行うこと 	<p>国例示</p>	

飲食店・事業者への要請内容【県内全域】

要請先	8月5日～8月31日	備考
飲食店	○ 施設の換気、CO ₂ センサーの設置、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等、業種別ガイドラインの遵守を徹底	国例示
	○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底すること ○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理等、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒等	
事業者	○ 在宅勤務（テレワーク）の活用や、休暇取得の促進等の取組を推進し、出勤者数の削減を図ること ○ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触機会の低減を推進すること	国例示 4本柱
	○ 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含め、人が集まる場所における適切な換気等、感染防止対策を徹底すること ○ 従業者等に対し、会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めるよう促すこと	国例示
	○ 従業者等に対し、飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力するよう促すこと ※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店	
	○ 従業者等に対し、熱中症には十分注意した上で、近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用するよう促すこと	夏休み
	○ 発熱・せき・のどの痛み等、従業員等の体調の悪化が確認された場合には、同居家族等を含め、外出・移動を控えるよう促すこと ○ 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、業務継続計画の点検を行い、事業の継続に努めること	国例示

3

イベント主催者等への要請内容【県内全域】

要請	現行の対策を継続	備考																
事前手続等	① 「大声なし※1」の「5,000人超かつ収容率50%超」で開催する場合は、「感染防止安全計画※2」を策定し、県に提出 ② ①以外の場合は、主催者がチェックリストを公表 ※1「大声」：観客等が（ア）通常よりも大きな音量で、（イ）反復・継続的に声を発すること ※2「感染防止安全計画」：大規模イベント主催者が、飛沫抑制、手洗・消毒等に係る7項目について具体的な感染防止策を記載する計画																	
開催制限等	① 「感染防止安全計画」を策定しないイベント（②以外）：以下の人数制限・収容率のいずれか小さい方 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方</td> <td>大声なし100%</td> <td>大声あり50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ② 「大声なし」の「5,000人超かつ収容率50%超」で「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">人数上限</th> <th colspan="2">収容率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容定員まで</td> <td></td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	人数上限		収容率		5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし100%	大声あり50%		人数上限		収容率		収容定員まで		100%		
人数上限		収容率																
5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし100%	大声あり50%																
人数上限		収容率																
収容定員まで		100%																
要請	8月5日～8月31日	備考																
感染防止等	○ 「感染防止安全計画」の対象となるような大規模な参加型イベントの開催に当たっては、十分な人と人との間隔の確保、又は参加者への事前検査を促すこと ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること ○ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、業種別ガイドラインの見直しや、国が人数上限・収容率の見直し等を行った場合には、これに対応すること	国例示 -																

4

施設等への要請内容①【県内全域】

施設等	8月5日～8月31日	備考
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種別ガイドラインの遵守 ○ 適切な換気、入場整理等による混雑の回避、利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底 	<p>国例示</p> <p>夏休み</p>
大学等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めるよう促すこと ○ 学生に対し、飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力するよう促すこと ※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店 ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること、特に、部活動等における感染リスクの高い活動については実施を慎重に検討すること ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること 	<p>国例示</p> <p>夏休み</p>
イベント関連施設 商業施設 遊興施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策を徹底すること 	<p>夏休み</p>

5

施設等への要請内容②【県内全域】

施設等	8月5日～8月31日	備考
県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の「衛生管理マニュアル」に基づく感染対策、 特に適切な換気や、暑さに配慮したマスク着用を確実に実施すること ○ 部活動は専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とし、特に体調不良者が参加しないこと、三密の回避といった対策を確実に行うこと ○ 部活動の大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とすること 	<p>4本柱</p> <p>国例示</p> <p>4本柱</p> <p>夏休み</p>
私立学校等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き感染対策を徹底した上で教育活動を継続すること ○ 相談窓口等（9ページ参照）を活用するなどして感染対策の見直し・強化を図ること ○ 部活動については県立学校と同様の対応をとること 	<p>国例示</p> <p>4本柱</p> <p>夏休み</p>
高齢者施設 障害者施設 保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、各種事業等（10・11ページ参照）を活用するなどして、施設従事者等の頻回検査等、感染対策の見直し・強化を図ること 	<p>国例示</p> <p>4本柱</p> <p>夏休み</p>
高齢者施設 障害者施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設での面会時におけるオンラインの活用や、面会者の事前検査等を検討すること 	<p>国例示</p> <p>夏休み</p>

6

新型コロナワクチン接種の推進について

- ・3回目接種については、新規感染者の多くを占める若年層の接種率が他の年齢層に比べ低い状況です。
- ・4回目接種については、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が新たに対象に加えられました。
- ・3回目接種をまだ受けていない方や4回目接種の対象となっている方は、お早めに接種を受けていただくようお願いします。

1 年代別のワクチン接種率（R4.8.3現在）

	3回目接種							4回目接種	小児接種(5～11歳)	
	12～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	60歳～	1回目	2回目
宮城県	41.8%	52.9%	55.1%	65.6%	80.0%	85.4%	95.2%	34.7%	27.5%	25.7%
全国	35.0%	48.3%	52.0%	60.7%	77.9%	83.3%	92.6%	30.6%	18.7%	16.9%

2 4回目接種の概要

項目	内容
対象者	[R4.5.25～] 60歳以上の方，18歳以上の基礎疾患を有する方 [R4.7.22～] 医療従事者等，高齢者施設等の従事者 追加
使用ワクチン	ファイザー社ワクチン又はモデルナ社ワクチン
接種間隔	3回目接種終了から5か月以上

3 各市町村の状況

今後の接種体制等
<ul style="list-style-type: none"> ・全市町村で3回目及び4回目接種を実施中 ・一部の市町村では、接種体制を拡充して対応 ・新たに4回目接種の対象に追加された医療従事者等・高齢者施設等の従事者への接種についても、準備が整った市町村から随時実施

7

教育現場の感染防止対策の徹底について（県立学校）

◆基本的な感染防止対策の確実な実施

国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策を確実に実施する。

現在、県立学校は夏季休業期間中であるが、感染状況を注視し、必要な対策を徹底の上で学校活動が再開できるようにしていく。

特に、以下の点には留意する。

- ・児童生徒が同時に多数集まる場所など、ポイントをおさえた換気の徹底
- ・熱中症リスクが高まる季節であることを踏まえ、暑さに配慮したマスクの着用

◆部活動における対策の徹底

専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。特に、体調不良者が参加しないこと、3密回避といった対策は確実に行う。

大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドライン遵守はもちろんのこと、バスでの長距離移動や、飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底したうえでの参加とする。

※ 市町村教育委員会に対しても、上記の取組を依頼する。

8

教育現場の感染防止対策の徹底について（私立学校等）

○ 私立学校に対する要請事項

- ・引き続き感染対策を徹底した上で教育活動の継続を依頼
- ・部活動については、県立学校と同様の対応を依頼

○ 私立学校等に対する支援

① 新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口の設置

感染クラスターが発生したり、感染対策の充実に取り組もうとする幼稚園等からの相談窓口を開設し、専門的見地から指導・助言、研修講師の派遣等を提供する支援事業を継続

- 対象：県内の幼稚園(公立・私立問わず)、私立の小・中・高等学校
- 内容：電話・メールによる相談、研修講師派遣

② 県内の幼稚園（公立・私立問わず）の教職員等に対する検査体制の整備

県内で感染拡大又は感染が高止まりしている場合に各施設において教職員等に対し検査を実施できるよう抗原検査キットを配付する。

9

保育施設等における感染防止対策の徹底について

保育施設等では、陽性者が発生し、休園も見られるものの、保育が継続されており、引き続き感染対策を行い、必要に応じてこれらの事業を活用し、保育の継続を図っていただくようお願いいたします。 【問合せ先】子育て社会推進課 ☎022-211-2529

● 感染防止対策相談・支援事業 (宮城県看護協会に委託)

感染防止

保育所等からの相談への助言（195回実施済）、依頼に応じて出張研修会を開催（23回実施済）※令和2年11月～令和4年6月

相談先：県看護協会（080-7722-7662）

● 検査体制の強化

早期探知

職員向け検査キットの配布により、感染状況を的確に把握し、必要な感染拡大防止策を早期に実施（仙台市除く）

- ・希望する保育施設に対する検査キット配布 **追加**
- ・感染拡大地域等でクラスターが多発する場合の頻回検査用キット配布 **追加**

● 応援職員派遣事業

事業継続

近隣園や複数園を持つ法人内での応援派遣のための旅費等の支給

● 事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった保育士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮

→毎日検査により、陰性の場合は保育士等が出勤できる

● 代替保育の財政支援特例措置 (一時預かり事業の実施)

事業継続

保育所等は原則開所となるものの、職員・園児等に感染が確認された場合には、濃厚接触者の範囲を踏まえ、休園や一部開園の実施などを判断

→休園となった場合、公民館や児童館等で新たに一時預かり事業を実施する場合の財源を措置、地域の実情に応じて市町村が実施（体制整備への上乗せ補助：約45万円／月 など）

● ワクチン接種の加速化

感染防止

【3回目】令和4年1月25日～ 保育士を対象としたワクチン接種を前倒しで開始
早期のワクチン接種を勧奨（令和4年1月18日、1月27日、2月10日、3月2日付け）
保育所等の職員の3回目接種の割合 91.7%（6/9時点）※3回目接種予定者含む

【参考】感染者発生施設等における対応状況 ※7月31日時点（休園開始月で集計）

	延べ施設数							計	休園状況 (構成比)
	R4.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		
全面休園	16	52	62	29	14	7	9	189	61.4%
一部休園	1	12	23	26	19	12	26	119	38.6%
計	17	64	85	55	33	19	35	308	

※対象：保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設の508施設(仙台市除く)

10

高齢者・障害者施設における感染防止対策の徹底について

高齢者・障害者施設においては、これまでも対策を実施いただいているところではありますが、これらの事業を活用するなど、感染対策を徹底していただくをお願いします。

●施設の感染抑止に向けた支援

感染防止

感染症対策の研修会のほか、感染管理認定看護師を施設に派遣し、ソートン等感染症対策の助言の取組等
【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2556 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●ワクチン接種の加速化

感染防止

【3回目】令和4年1月14日～ 介護職員を対象とした早期のワクチン接種を案内
高齢者施設：令和4年1月13日付,1月27日付,2月16日付,2月24日付,3月9日付,3月14日付
障害者施設：令和4年4月6日付,4月8日付,4月14日付,4月28日付
【4回目】令和4年7月22日～ 介護職員を対象とした早期のワクチン接種を案内
高齢者・障害者施設：令和4年7月22日付 **追加**
【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●サービス継続等に係る補助

感染防止 事業継続

利用者又は職員に感染者が発生した場合や濃厚接触者である利用者に対応した事業所に対し、感染機会を減らしつつ、必要な「かかり増し経費」を補助
【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2549 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●ケア付き宿泊療養施設

事業継続

軽症又は無症状の介護が必要な高齢の感染者の受け入れ
介護職員、看護職員が24時間体制で対応
(医師はオンコール対応) **【問合せ先】**

令和3年3月1日運用開始 (292人受入) 長寿社会政策課 ☎022-211-2556

●事業継続に向けた危機管理体制

事業継続

濃厚接触者となった介護士について、検査を行い陰性が確認された場合の待機期間を短縮
【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2554 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

●感染症発生施設への支援 (応援職員派遣)

事業継続

<高齢者施設>

【直接派遣】

県内協力団体及び派遣協力施設から、感染症が発生した施設に対し職員を派遣

【玉突き派遣】

感染症が発生した施設に対し、関連法人等から応援職員を派遣した場合、その派遣元の施設における職員不足を補うため、協力団体から職員を派遣

【問合せ先】長寿社会政策課 ☎022-211-2554

<障害者施設>

県内の障害児者入所施設等で感染症が発生した際のセーフティネット機能として、当該施設運営法人24法人と有事の応援職員派遣体制を構築

【問合せ先】障害福祉課 ☎022-211-2558

●検査体制の強化

早期探知

職員等を対象とした頻回検査の実施支援 (抗原定性検査キットの配布) **拡充**
(R4:延べ4,914件) (R3:延べ256,751件)
【問合せ先】

高 長寿社会政策課 ☎022-211-2552 障 障害福祉課 ☎022-211-2558

11

テレワーク・時差出勤等の更なる推進 【県内全域・事業者への要請】

国の基本的対処方針

緊急事態措置

- ✓ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、出勤者数の削減の目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること。
- ✓ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。

まん延防止等重点措置

- ✓ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

その他地域

- ✓ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。

▽ 現在の感染状況や医療提供体制等を踏まえ、要請内容を「まん延防止等重点措置」レベルに強化

現行	8月5日～8月31日
○ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会の低減に努めること	○ 在宅勤務（テレワーク）の活用や、休暇取得の促進等の取組を推進し、出勤者数の削減を図ること ○ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触機会の低減を推進すること